令和6年度第1回東京都入札監視委員会

令和6年11月15日(金) 東京都第一本庁舎南側35階 第一入札室

【須藤契約調整担当部長】 それでは、これより令和6年度第1回東京都入札監視委員会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます財務局契約調整担当部長の須藤です。よろしく お願い申し上げます。

本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては配付資料のとおりでございまして、紹介は割愛させていただきます。なお、令和6年3月19日よりご就任いただいております平田委員におかれましては、全体会は初めてのご出席となります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、森岡委員、飯塚委員は所用により本日欠席となってございます。

それでは初めに、本日の資料について確認をさせていただきます。

【臼田契約調整担当課長】 改めまして、契約調整担当課長の臼田でございます。

資料につきましては、事前にメール等でお送りさせていただいているところでございます。次第をおめくりいただきまして、資料一覧が2枚目にございます。一覧のとおり、資料は全ておそろいかご確認をお願いいたします。

資料4枚目の議案1以降の全19ページとなってございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

はい。ご確認ありがとうございます。

【須藤契約調整担当部長】 続きまして、本日の議事進行についてご説明申し上げます。資料の1枚目に戻っていただき、次第をご覧ください。

まず制度部会の堀田部会長から、令和6年5月に開催された第1回の結果についてご報告をいただき、その後、各委員の方からご意見をいただきます。

次に第一監視部会の小見部会長から、令和6年7月に開催された第1回の結果について ご報告をいただき、その後、各委員の方からご意見をいただきます。

その後、第二監視部会の有川部会長から、令和6年9月に開催された第1回の結果についてご報告いただき、その後、各委員の方からご意見をいただきます。

最後に、同じく9月に開催された第二監視部会における談合情報処理案件の結果についての報告を非公開にて行います。

それでは、本日の議事進行役について有川委員長にお願いしたく存じます。有川委員 長、よろしくお願いいたします。

【有川委員長】 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議案の報告に先立ちまして、事務局から報告事項があるとのことですので、よろしくお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 はい。ご説明いたします。

議案資料とは分けてご用意しております、資料上部に、令和6年度上半期入札監視委員 会各部会における意見(趣旨)等と書かれております2枚組の資料をご覧ください。

令和6年3月13日に開催いたしました令和5年度第2回入札監視委員会におきまして、本会議の資料や進行方法につきまして、より議論が深まる形を検討してほしいといったご意見を頂戴しておったところでございます。そうしたご意見を踏まえまして、このたび、入札契約制度に係る論点を端的に共有し、今後の議論を深める材料として、各部会で委員から出された意見の要点を簡潔にまとめた資料を作成したところでございます。本日の委員会における参考資料としてご活用いただければと存じます。

事務局からの報告は以上となります。

【有川委員長】 はい、ありがとうございました。

それでは、議案1の制度部会の報告を、堀田部会長よりよろしくお願いいたします。

【堀田委員】 はい。堀田でございます。

それでは、第1回制度部会の結果についてご報告を申し上げます。資料は2ページになります。

本年5月15日に開催いたしました。事項は前払金制度について、現場代理人の常駐義務の緩和について及び設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについてとなります。

まず一つ目の前払金制度についてですけれども、初めに事務局から検討の背景、それから制度設計の方針について説明を受けました。

各委員からは、国の制度について確認したい、あるいは支払限度額の引上げに伴い、18 億円以上の工事が増える見込みなのかどうか、それから、貸倒損失が多額になるリスクへの対策は講じるのかといったようなご質問、あるいは前払金が40%というのは、他の国と比べると極めて大きい割合である。今回の提案について異論はないが、部分払いや出来高払いなどと併せて議論されるべきではないかといったご意見がありました。

これに対しまして事務局からは、国においても4割を支払うという点は変わりがない。 ただ支払限度額は設けていない。また東京都の場合は着手時に全額を支払う制度ですけれ ども、国の場合は毎年の出来高割合に応じて支払うという制度であるといった説明があ り、対象工事件数の増加につきましては、発注金額というのは工事の規模に応じて決める ものであるため、変化はないと考えているというご回答がありました。それから、貸倒れ リスクにつきましては、受注者は前払保証に加入しているため、万が一倒産があった場 合、保証会社から補填されるという回答がございました。それから、工事の支払いは前払 金や竣工払い以外に、工事が一定程度進捗した際に、出来上がった部分まで検査を受けて 支払う方法もある。一定規模以上の工事ではそういった制度も利用しているとの回答がご ざいました。

続きまして2点目ですけれども、現場代理人の常駐義務の緩和について、事務局から検 討の背景や適用要件、制度設計の方針につきまして説明を受けました。

各委員からは、現場代理人の常駐義務の緩和によって工事の品質低下や現場の安全性の低下が懸念されるが、今回示された条件を満たせば問題ないと考えているのかという質問、あるいは契約金額が変更となった場合はどうなるのかといったご質問がございました。

これに対して事務局からは、委員の懸念について、この条件であれば大丈夫だと考えている。ただ、工事ごとに状況が異なるため、条件に合致していても常駐を求める場合もあり、その際は発注段階で明示していくとの回答がございました。それから、契約金額変更につきましては、工事途中で要件が変更になるのは複雑であるため、当初金額で判断していくとのご回答がございました。

最後に三つ目ですけれども、設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについて、事務局から検討の背景ですとか、あるいは制度設計の方針についてご説明を受けました。

委員からは、これに対しまして、土木設計等と建築設計で一般管理費の係数が異なりますけれども、理由はあるのかどうか、それから最低制限価格を上げることはダンピングの排除としてはよいけれども、それによって失格者が増えて、運用上の問題が生じるのではないかといったご質問がありました。

これに対しまして事務局からは、係数の違いについては、それぞれの委託で諸経費や一般管理費等に含まれるものも異なっていて、積算基準もそれぞれの所管部署で作成しているため、積算基準の違いが算定式の違いに出てくると考えられるといったご回答がございました。それから、算定式は公表することとしていて、入札参加者が適切に積算をしていれば、極端に下回ることはないのではないかと推測しているというご回答がございました。

本件の説明事項につきましては、委員からの意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることとなりました。

以上が第1回の制度部会における概要となります。

【有川委員長】 ありがとうございました。

ただいまの制度部会の報告につきまして、委員の方、何か質問や意見はあるでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。木下委員。

【木下委員】 木下でございます。

制度部会のご説明、大変興味深く拝見いたしました。ありがとうございました。

2番目の現場代理人の常駐義務の緩和なのですが、よく入札を断る理由として、いわゆる対応する技術者が足りないからという理由はよくあるところだと思いますが、この常駐 義務の緩和をしたことによって、一人で二つ以上の現場を担当することができるなどとい うようなことにもつながってくるんでしょうか。それがいいかどうかの評価の前に、まず そういうことにつながるのかどうか、もしお分かりでしたらお答えいただきたいと思いま す。よろしくお願いします。

【米倉契約技術担当課長】 はい。ご質問ありがとうございます。

今回の改正内容は、いわゆる監理技術者や主任技術者と言われている方とは別に、契約書で設置をお願いしている現場代理人という方の常駐義務の緩和ということになってございます。現場代理人は一つの現場に常駐しなければいけないと定められていたのですけれども、それを緩和することといたしましたので、技術者の方の効率的な活用の動きにつながるものだというふうには考えております。ただ一定の要件等がございますので、ここら辺は今後の運用を確認していく必要があるのかなと思っておりますが、基本的には、そういう技術者の現場代理人の不足ですとか、そういう担い手の方に寄与するものだというふうに考えております。

【木下委員】 ありがとうございました。

よい制度になっていけば、入札も活発になると思いますので、よろしくお願いいたします。

【有川委員長】 はい。ありがとうございます。

他の委員、ありましたらお願いします。

それでは、恐縮なのですけれども、私のほうで一委員として、ちょっと意見を申し述べ させていただきたいと思います。

3点目の最低制限価格の関係なのですけれども、委員からの質問にあります、ダンピン グの排除と、もう一つのほうの失格者が増えるという競争性の欠如の二律背反の世界にあ る最低制限価格制度なんですけれども、委員のご質問の趣旨にありますように、昭和30年 代に、この最低制限価格を残すかどうかで国と地方公共団体を含めての激論が行われて、 結果的に、国は昭和36年の会計法の改正によって低入札価格調査制度に一本化したのに対 して、地方公共団体は昭和38年の地方自治法施行令の改正によって、低入札価格調査と最 低制限価格の2本立てで当面いくというふうな状況になって、今日に至っているという状 況ですが、当時、最低制限価格を地方自治体で残したのは、これまでの経緯と、当面の状 況を踏まえながら、最低制限価格をいつ終わらせるか、そういったところを検討していこ うという形で国と道を分かれたところにあるわけなんです。ですから今回の回答の中で、 算定式は公表することになっているということは一つ答えにはなるのでしょうけれども、 やっぱり大事なことは、その過去の経緯を踏まえて、最低制限価格ありきではなくて、最 低制限価格を設定することによって、ダンピングの排除というメリットを維持しながら、 一方でその競争性を欠くような状況になっていないかどうかというのを、常に状況を検証 しながら、最低制限価格の運用の是非を図っていっていただきたいということを、ここで 改めて申し述べておきたいと思います。

特に回答は要りませんので。個人の委員としての意見であります。

ほかにありませんでしたら、次に進みたいと思います。

それでは、次に議案2の第一監視部会の結果につきまして、小見部会長から報告をお願いします。

【小見委員】 はい。それでは第1回第一監視部会結果の報告についてです。

まず、対象事案の抽出方法ですが、資料5ページの別紙2-1をご覧ください。

当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案については、予定価格掛ける落札率が大きい順に上位100件の中から抽出すること。社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定すると決めております。こうしたプロセスを経まして、最終的に決定した事案が別紙 2-1 に記載した 6 件です。

当日は事業所管局の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか、また、今後検討すべき事項がないか等について意見交換をしました。

意見交換の結果、いずれも入札契約手続そのものはルールどおりに運用されていること を確認しました。

では議案ごとに具体的な内容を報告します。6ページをご覧ください。

普通標識緊急工事年間単価契約です。まず議案1は、1者入札事案及び同一事業者による長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、分割発注の結果、このようになっているのであれば、まとめて発注 し、比較的ボリュームがあるほうが、他の事業者は対応がしやすくなるのではないか。他 県では同様の工事についてどのように契約しているか等の質疑を行いました。

これに対して、発注方法については、事業者の聞き取りの結果、突発的な緊急工事の人材、施工体制の確保が参入をしにくくしている要因であり、工事範囲が広くなると、速やかな対応が難しくなる旨の回答があり、他県状況については、都と同様の契約方法で、同一の事業者が受注している県や、施工可能な業者に連絡して発注している県もあったとの説明がありました。

本議案については、候補者は他に何者かいるように見受けられるため、他県とも情報交換しながら、応札してもらえるような仕組みを引き続き検討してほしいと意見を付しました。

次に議案2です。東京国際フォーラム改修空調設備工事です。これは高額・高落札率事 案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、大規模かつ長期間の工事であるが、元施工以外の事業者に積算する十分な考慮期間はあったか、及び図面等を把握する都が2か月の積算期間を要したと考えると、事業者の場合さらに時間を要するのではないかという質疑を行いました。

これに対して、工事の規模により十分な見積り期間を取って発注している。図面をしっかりと準備し、特記仕様書で施工条件は詳細に記載しており、参加者も対応できると考えているとの回答がありました。

議案3です。令和5年度神湊港海岸離岸堤(改良)建設工事、これは1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、希望しても応札しない事業者について、なぜそういう行動を取るのか、そうするメリットはあるのか。また希望者以外の指名は全て島しょ部の事業者だが、本土事業者を指名したほうが、指名の効果があるのではないかについて質疑を行いました。

これに対し、事業者の希望応札については、一般的に地理的条件等を踏まえて希望を出した後に積算が行われ、予定価格や技術者の問題を勘案して応札を決めるものと考えている。希望のみで応札しない例は多くある。希望することによる制度上のメリットはなく、応札しないことによるペナルティーもないと回答がありました。また指名事業者については、財務局案件は大型案件が多く、A、B等級等となっている。A等級案件は競争性の確保に重点を置き、広く入札の参加を募っているため、本土の事業者も参加できるように設定している。一方、B等級案件は地元の中小規模企業の受注機会の確保を優先しており、今回は参加要件を島しょ部に設定し、その中から任意指名をしていると回答がありました。

議案4、バス停留所上屋新設等単価請負工事です。これは高額・高落札率事案及び同一 事業者による長期受注事案として抽出した案件です。

本件については、毎回同一の事業者が落札していて、今回は2者応札だが価格差がある。落札者に優位性が何かあるのか。また、施工業種を鉄鋼加工とすることが、参入障壁になっていないかなどについて質疑を行いました。

これに対して、落札者の優位性については、落札者は1者で上屋を造ることができることに加え、行政手続等の経験が多く慣れていることが強みと考えているとの回答があり、施工業種については、鉄鋼加工の登録事業者は一定程度の数があり、それ自体が障壁になっているとは考えていないとの回答がありました。

本議案については、上屋の鉄の屋根部分は他から調達してくることとすれば、鉄鋼加工でなく一般的な建設業として入札に参加できる事業者が増えるのではないか。施行業種の変更については、効果があるか含め研究してほしいと意見を付しました。

議案5は、篠崎ポンプ所発電設備再構築その2工事です。これは高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、その1工事があるとのことだが、1回目の工事受注者が競争上優位になるのではないか。契約後に工事費用の増額に合わせた契約変更ができることを明示することで、入札参加者が増えないか等について質疑を行いました。

これに対し、その1とその2工事は密接な工事ではなく、その1工事受注者が有利にな

るとは考えていないとの回答がありました。また、契約変更できることの明示については、契約後に物価高騰等で価格上昇があった場合に、一定程度の上昇の際には、契約変更等で対応することは周知の事実であり、影響はないと考えるとの回答があります。

議案6は、森ケ崎水再生センター(東)第二沈殿池機械設備更新工事です。これは高額・高落札率事案及び1者入札事案として抽出した案件です。

本件については、同様の設備を順番に更新するのであれば、技術的に困難であるとは思えず、総合評価方式を取る必要はないのではないか等について質疑を行いました。

これに対し、下水道施設の沈殿池は、構造上、地上から深いところでの工事が必要となり施工上危険がある。ある程度の技術を有する事業者による施工が必要なため、総合評価方式を採用しているとの回答がありました。

第1回第一監視部会の結果については以上になります。

【有川委員長】 はい、ありがとうございました。

ただいまいただきました第一監視支部会の報告につきまして、何か質問や意見ありましたら、委員の方、挙手をお願いします。

それでは、度々私からで恐縮なのですけれど、私もちょっと1点、お伺いしてよろしいでしょうか。

議案5に関するこのやり取りのところなのですけれども、契約後に工事費用の増額に合わせた契約変更というこの技法は、そもそも最初から、契約後に工事費用が増加することがある程度見込まれていたという案件なのかどうか、その辺のところを教えていただければと思うのですが。

【小見委員】 はい。事務局いかがでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい。本件につきましては、いわゆるスライド条項、いわゆる急激な物価上昇があった際に上昇分を変更するという制度でして、これにつきましては契約約款にその条文もありますし、これまで流れ、ここ最近始まった制度ではなく、ずっとやってきている制度でございまして、そういった意味で、物価上昇があった際に契約変更ができるというのは、受注者さんにとっては周知の事実だったのかなということで回答させていただいたものでございます。

【有川委員長】 質問した趣旨はもう十分ご理解だと思うのですけれども、国のほうで、幾つかの省庁で契約変更、入札した直後に工事も始めないのに契約変更をしている事態が出てきたり、あるいは契約変更という名目でほかのところを発注したりというようないろんな問題が発生してきているものですから、ちょっと念のため確認させていただいているんですけど、この場合の契約変更は、一般論としてまさに額面どおり受け取っていいわけですね。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい、そのとおりでございます。

【有川委員長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員から何か質問ありませんでしょうか。

では、次に第二監視支部会の結果について、ここからは第二監視部会の部会長として、説明をさせていただきたいと思います。

第二監視部会の結果の報告です。資料の11ページの別紙3-1をご覧ください。

対象事案の抽出方針につきましては、先ほど報告がありました第一監視部会とほぼ同様 となりますので、説明は省略させていただきたいと思います。

抽出方針に基づいて、最終的に抽出した事案がここに記載されている4件となります。 議案5につきましては、談合情報処理に関する議案になりますので、後ほどご説明いた したいと思います。

意見交換の結果、いずれも入札契約手続そのものはルールどおり運用されているということを確認しました。

では議案ごとに付加した意見も含めまして、概要を報告したいと思います。 1 2 ページ をご覧ください。

議案1、降雨情報システム再構築工事になります。こちらは高額事案及び高落札事案並びに1者入札事案として抽出した案件です。

本件につきましては、メーカー以外の会社が参入できるということだけれども、質の担保はどう考えているか。また高落札率について、原因をどのように分析しているか等について質疑を行いました。

これに対し、システム自体の信頼性はメーカーが担保しており、機器を設置する技術はどの者でも持っていると考えている。また、高落札率の原因については、公表段階で一定の価格帯を示している。今回は19億円以上21億円未満という形で公表しており、その価格帯の中で業者が積算したところ、99.95%という結果に着地したと考えているという回答がありました。

本議案については、意見交換の結果、当初、複数者の参加が想定された中で、結果的に 1者しか入札参加がなかったことについて、可能な範囲で原因分析が行えるよう工夫して いただきたいという意見を付しました。

次に議案の2です。金曽沢復旧治山工事です。こちらは同一事業者長期継続受注事案であり、高落札率事案でありまして、また1者入札事案でもあります。

本件については、辞退者の辞退理由をどのように分析しているかや、受注者が少ないことを解決するための取組をしているか等について質疑を行いました。

これに対し、近接の島で工事を請け負っており、技術者や職人を配置することが難しかったのではないかと考えている。また計画的な発注や、業者、技術者をいかに育成するかなど、中期的な視点で努力しているとの回答がありました。

本件につきましては、意見交換の結果、島しょ部における工事の難しさは理解するが、計画的な工事執行に向け、さらなる努力をしてほしいという意見を付しております。

次に、議案3ですが、大江戸線練馬変電所変電設備更新工事になります。こちらは1者 入札事案及び高額事案として抽出したものです。 本件については、当初発注が不調となった理由や、当初発注の予定価額14億から再発注では20億と随分差があり、当初発注額は何か見込み違いがあったのか等について質疑が行われました。

これに対し、ヒアリングの結果、発注側と受注側の間で金額の乖離があったこと、想定金額に乖離があったこと、監理技術者の確保の困難が理由であったことなど説明があり、また機器の見積り価格について、当初は最安値で積算していたけれども、不調を踏まえて再発注では平均値に見直し、搬出入費についてもヒアリング結果を踏まえ、見積りを見直したという説明があり、確認を行いました。

最後に議案4ですけれども、交通信号機更新工事です。こちらは1者入札事案として抽出したものです。

本件については、最終的に1者入札が続く、あるいは圧倒的な数の希望者が入札辞退していくようであれば、指名業者10者という原則にこだわらず、希望者をなるべく排除しない工夫も検討できないか。また、1件ごとに別工事とするのではなく、交通信号機の製作と施工を分け、計画的に事業の執行ができないか等について質疑を行いました。

これに対して、指名業者の工夫については、今後財務局と連絡を取り合い、改善できることはしていきたいとの回答や、また発注方法については、交差点ごとに製作する中身が異なり、ほかに融通が利かないことや、保存場所の問題等があるなどの説明がありました

本件については、製作と施工を分ける工夫や、指名業者の母集団を増やすといったことについてさらに検討されたいという意見を付しております。

第2回の第二監視部会の結果については以上となります。

それでは、ただいまの第二監視部会の報告につきまして、何か質問意見がありました ら、委員の方、挙手をお願いします。

【仲田委員】

第一と第二監視部会についての、1者入札に関する事務局への質問です。1者入札を避けるべく、種々対応しているということは非常によく分かったわけですが、こういう活動を大分長くやられて、今日に至るまで、この工事全般を見てこういった個々の案件を参考にして、1者入札がどのように変化してきているのか、ひょっとしたら変わっていないのか、あるいは対策を取られているので減ってきているのだとか、そういう実際どういうような実感をお持ちなのかをお聞きしたいと思うのが1点です。

もう一つが、実は件数とか金額ベースでの推移は、年度が終わる頃には報告されると思うのですが、それは待つとしても、担当の皆様方の感触として、実際は減りつつあるのか、それとも変わらないのか、その辺りをお聞きしたいなと思っています。よろしくお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 事務局のほうからよろしいでしょうか。

【有川委員長】 お願いします。

【臼田契約調整担当課長】 1者入札の推移に関しましては、例年の制度部会の業界団体との意見交換の際に、入札契約制度改革以降の実施状況という形で共有を図らせていただいているところでございます。今年度についても、また1月、2月頃に開きますそういった場において、最新のデータについては共有を図らせていただきたいというふうに考えております。

全体で捉えたときには、少しずつではありますが減っている、減少傾向にあるのかなというふうに我々として捉えております。ただ、当然ですが、入札案件1件1件の特殊性などから、今回取り上げられているようなものなどのように、なかなか競争性が高まらないものというものも当然ありまして、それについては、こういった入札監視委員会の場でいるいろご意見等をいただいて、関係局に共有を図った上で、改善に向けた検討を促しているところでございます。

説明は以上となります。

【仲田委員】 はい、ありがとうございます。

【有川委員長】 ほかに委員の方から質問や意見がありましたらお願いします。

それでは、先に進みたいと思います。

以上で議案1から議案3までが終了となります。この後、談合情報関連の議題等に移りますが、会議につきましては個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、審議概要及び議事録を東京都のホームページに掲載することとしたいと思います。

それでは大変恐縮ですが、取材の方及び傍聴されている方はご退席をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(傍聴者退席)

【有川委員長】 大丈夫でしょうか。はい。

それでは議案4の第1回第二監視部会での談合情報処理案件の結果につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

資料の14ページをご覧ください。

今回の対象は第二監視部会の審議概要に記載の1件です。本件は、令和5年7月に談合情報処理を行った事案で、(非公表事項)から寄せられた情報につきまして、(非公表事項)において談合情報検討委員会を開催したものでございます。検討委員会は合計2回行われております。その結果、明確な談合の事実は認められず、契約締結を実施したという案件になります。

当部会では、入札状況から見て競争性が高いように見受けられるが、どう分析しているかといった質疑を行いました。これに対して、(非公表事項)からは、ふだんから人気のある業種であり、業者の参加意向が高いものと考えているとの説明がありました。

意見交換の結果、本件談合情報処理は規定のルールどおり行われており、問題ありとする等の意見はありませんでした。

談合処理案件の結果、報告は以上になります。

ただいまの第二監視部会の報告につきまして、質問や意見がありましたら、委員の方、 挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは以上で議案1から議案4までが終了となります。

続きまして、令和6年度東京入札監視委員会第1回第一監視部会の報告事項について意 見交換をしたいと思います。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 はい。それではご説明をさせていただきます。資料の17ページをご覧ください。

第一監視部会にてご報告をしております談合情報取扱要綱に関する改正の検討状況につきまして、ご報告を差し上げたいと思います。

事前にお送りしております資料をご覧いただければと思います。官製談合に関する情報 提供があった際の対応についてという資料になります。

まず初めに、談合情報取扱要綱の役割について確認をさせていただきます。都発注契約に関する談合情報を入手した際は、財務局を含めた各局におきまして、契約の続行可否の判断が必要となります。この目的を果たすために、発注者として可能な範囲で調査をするための事務手順を決めたものが、この談合情報取扱要綱でございます。

このため、談合の有無を認定して告訴、告発などを目的とするものではないということ について、改めてご確認をお願いしたいと思います。

次にこれまでの経緯でございます。令和5年6月に開催いたしました第一監視部会におきまして、令和3年度から4年度にかけて実施した東京消防庁における入札の談合情報の処理結果を報告いたしました。事案の詳細については割愛させていただきますが、情報に関して談合が疑われるものではないとの結論をいただいたところでございます。

一方でこれに関しまして、委員の皆様から、現行の都の談合情報取扱要綱に沿った手続が行われていることは確認できたものの、本件のように官製談合が疑われた場合につきましては、当事者である局だけで処理するのではなく、中立性の観点から、財務局の関与や第三者機関設置等のルールの見直しが必要ではないかといったご意見を頂戴し、また、極めて確度が高い談合情報であった場合については、直ちに捜査機関へ通報し、それに関わる対応を委ねるべきではないかといったご意見が付されたところでございます。

この二つのご意見に関しまして、我々のほうで検討した対応についてご説明をいたします。資料を1枚おめくりください。

まず調査の第三者性の確保に関してでございます。

一つ目のご意見としていただいております官製談合に関する情報は、中立的な機関が通報を受付し、調査を行うべきではないかとのご意見に関しての検討状況でございます。通報受付・調査を実施する部署の設置場所につきましては、庁外に設置する場合と、庁内に設置する場合の二つのパターンがあると考えてございます。このうち、庁外に仮に設置し

た場合、やはり調査の即時性が劣り、契約手続の続行可否の判断の遅れが生じるのではないかといった課題がございます。このため、今回の我々の改正方針といたしましては、事業執行への影響を最小限にするため、官製談合情報に関しましては、まず財務局にその情報を集約する一方で、客観性を担保するために、必要に応じて弁護士など外部の専門家に意見・助言を確認してまいりたいと考えております。

また庁内設置にした場合におきましても、調査に関しては透明性、客観性を担保して実施していく必要がございます。このため、調査の即時性を担保しつつ透明性を確保するという観点から、調査に関しましては、まず調査の対象となった所管局において、被疑部署を除いた形で調査を行いつつ、その調査結果を踏まえまして、所管局の意見を聴取の上、客観性を担保するために、財務局が設置する委員会におきまして、契約手続の続行可否について決定をしてまいりたいと考えてございます。

1枚おめくりください。

2点目のご意見として、極めて確度が高い談合情報の場合、直ちに捜査機関へ通報し、 対応を委ねるべきといったご意見をいただいているところでございます。

現状では捜査機関への情報提供につきましては、都における調査が全て完了した段階に おいて行ってございますが、こちらについて、捜査への影響を避けるために、直ちに通報 し対応の判断を委ねるべきではないかといったご意見の趣旨となってございます。

ここでの課題といたしまして、まず、談合情報の正確性について適切な判断ができるのかという点。また捜査は長期間に及ぶ場合もございまして、捜査期間中に契約手続を停止することにつきましては、事業執行への影響が多いという課題がございます。

そこで捜査機関、具体的には警視庁と公正取引委員会それぞれに、我々のほうでヒアリングを行っております。そこで得られた回答といたしましては、談合情報の内容につきましては、捜査機関以外が適切に判断することは困難であろうということ、そして調査の端緒は早いほうがよいので、情報の内容にかかわらず、全ての談合情報についての提供を希望するということ、そしてまた、対外的な説明責任を果たすため、都が調査を行うことの必要性を認めるが、捜査の妨げにならないよう留意してほしいといったご意見をいただいているところでございます。

こうしたご意見を踏まえまして、我々の対応の方針といたしましては、情報の確度について、我々東京都のほうで判断するといったことを行わずに、全ての寄せられた談合情報につきましては、入手後直ちに捜査機関に報告するということを行ってまいりたいと考えております。その上で事業の継続性や、説明責任を担保するため、原則として情報提供を行った後も、都における事情聴取や入札執行の判断等に係る手続については続行していくという形で取り扱ってまいりたいと考えてございます。

1 枚おめくりいただいた 4 番の改正方針に、その内容を踏まえた改正前、改正後の事務 フローを掲載してございますので、ご確認いただければと思います。

1点ちょっと分かりづらくて恐縮なのですが、捜査機関への連絡という部分について

は、これは必ずしも官製談合に関わるものに限らず、あらゆる談合情報についていただい た際には、必ず先に捜査機関に情報提供を行うという形で取り扱ってまいりたいというよ うに考えてございます。

事務局からの説明は以上となります。

【有川委員長】 ありがとうございます。

ただいまの第一監視部会の報告につきまして、委員の方、何か質問や意見がありますで しょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了することになります。

最後に何かご発言等がありましたらぜひ挙手していただいて、発言していただければと 思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 有川先生、すみません。事務局です。1点、発言よろ しいですか。

【有川委員長】 事務局のほうから。どうぞよろしくお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 すみません。財務局米倉でございます。

先ほど当方でご説明させていただきました第一監視部会の議題5の案件につきまして、 設計変更の理由につきまして答えたところでございます。設計変更につきましてはスライ ド条項だというふうにお答えしたのですけれども、スライド条項ではなくて、いわゆる特 例措置と言われるもので間違いがありました。ちょっと申し訳ありません、修正させてい ただきます。

この案件に、特例措置につきましては、スライド条項が契約後に生じた物価高騰に対応するものであるのに対して、こちらは旧労務単価を用いたものについて、契約前に労務単価が変わった場合に単価を入れ替えるという制度でございまして、どちらにせよ、どちらも物価高騰に対応する制度となっておりまして、こちらにつきましても事前に周知を図っていただいて、図らせていただいているものでございます。大変失礼いたしました。

【有川委員長】 はい。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。ほかに何か、今の米倉課長の説明に質問がありましたら。

なければ、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【須藤契約調整担当部長】 有川委員長、ご進行ありがとうございました。委員の皆さんも長時間にわたり、誠にありがとうございます。

最後に東京都財務局を代表して、経理部長の稲垣よりご挨拶をさせていただきます。

【稲垣経理部長】 東京都財務局稲垣でございます。本日は大変お忙しいところ、有川 委員長をはじめとしまして、委員の先生方におかれましてはご出席をいただきまして、誠 にありがとうございました。

また、今年度より委員に就任されました平田委員におかれましては、改めまして、今後 ともどうぞよろしくお願い申し上げます。 あわせまして、本年上半期には3名の委員の方に再任のご承諾を頂戴いたしました。引き続きのご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

東京都といたしまして、入札契約制度を適正に運用していくためには、実態を踏まえました不断の見直しが必要と考えてございます。上半期の各部会におきまして、委員の皆様方からいただきましたご意見と、私どもといたしましても真摯に向き合いまして、関係部署と連携しながら、一つ一つ課題解決に向けまして取り組んでまいりたいと考えてございますので、引き続きのご指導、ご助言のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は長時間にわたりましてご出席をありがとうございました。

私からは簡単でございますが、以上でございます。

【須藤契約調整担当部長】 それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回入札監視委員会を閉会とさせていただきます。これにて退出していただいて結構でございます。本日は誠にありがとうございました。